

会長あいさつ

森林部門技術士会 会長 根橋達三

1 会員500名を突破

本会の会員数は10年前は400名を切っていたわけですが、その後じりじりと増加し、平成29年度末には、531名とついに当面の目標としていた500名の大台に乗せることが出来ました。また、会員の絆である会誌「フォレストコンサル」も昭和44年の創刊号以来平成29年12月号で節目の150号を発刊することが出来、昨年度は大きな成果をあげた年であり、誠によろこばしい限りであります。

2 新たな森林管理システムの取り組みについて

森林・林業界の長年の悲願であった森林環境税及び森林環境譲与税の創設が昨年末の税制大綱において決定されました。国民共有の財産である森林の公益的機能が十全に発揮されるよう負担する国民の理解が得られるかたちで森林環境税が活用されるよう、市町村及び森林・林業関係者が一丸となった取り組みを示すことが大切となっています。また、林業の成長産業化に向けて、意欲と能力のある林業経営体の育成及び市町村が公的管理を行うための「新たな森林管理システム」を整備・構築するための森林経営管理法が平成31年4月1日より施行されます。

森林・林業を支える基盤として市町村の森林・林業行政の強化が不可欠であり、これらを実現するにあたっては市町村における森林・林業の技術力、技術者が必要とされています。このため、平成29年度からの林野庁施策として「地域林政アドバイザー制度」が発足したところですが、これらの技術者として私ども森林部門技術士の専門的技術の活用が求められています。本年度においても更に「地域林政アドバイザー制度」を核とした「新たな森林管理システム」を実施するにあたって様々な要請、特に市町村等からの技術的支援要請が来ることが考えられますが、是非とも皆様におかれてもこれら制度に則り専門技術者として活躍して頂けたらと存じます。

3 技術士の更新制度等について

(公社)日本技術士会は、平成30年度における活動方針において、科学技術・学術審議会技術士分科会における技術士資格の更新制度等の技術士見直しに当たっては、広く会員から意見を求め、積極的に提言していくこととしています。いよいよ技術士の更新制度が本格的に文科省で検討されることを踏まえ、本会としても(公社)日本技術士会を通じて技術士資格更新制度について会員の皆さんと情報を共有しながら積極的に提言を行ってゆくこととします。

以上簡単ですが、今後とも皆様方のご協力、林野庁はじめ関係機関のご支援を賜りたくお願いしてご挨拶に代えたいと存じます。(平成30年9月記)